

コンサルタント・建設会社の コンソーシアム方式で指針案

国交省 参加要件など明示

国土交通省は、設計・施工一括発注方式と詳細設計付き工事発注方式の対象工事で、建設コンサルタントと施工会社のコンソーシアムが参加する際のガイドライン(素案)をまとめた。素案では、コンソーシアムの形態を、コンサルタント会社が建設会社から設計業務を委託されている場合を想定。これまでの建設会社単体・JVにコンソーシアムを参加方式に加える。

コンソーシアムの参加要件については、建設会社のほか、コンサルタント会社にも同等の参加要件を課す。コンサルの業務実績要件は、発注対象工事の規模、内容などを踏まえて設定する。

総合評価方式での技術評価のうち、求める技術提案の1つは設計分野に関する提案として評価。企業の施工能力、地域精進度・貢献度などは、建設会社に加え、コンサル会社の実績・成績でも適切に設定・評価するとしている。

工事完成後には、工事自体の成績と分けて設計部分の成績を評価。設計部分は設計の承諾まではコンサルタントの手持ち業務とし、承諾以降は同

業務として扱わない。コンソーシアムによる参加の場合、必要に応じて入札時までにコンサルタントからの見積額を添付し、契約後は見積もり額による契約・支払いについて厳格に履行を求め

る。設計に関する評価項目として、設計受託者と予定設計技術者の技術力(業務実績、優良業務表彰、資格など)などを追加している。

今回の素案は、30日の

有識者会議「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」で提示。今後、同ガイドラインの成案化と併せ、試行工事の選定作業を進める。

3/31

〒113-0033

東京都文京区本郷一丁目五番十七号
三洋ビル三階三〇号
建設コンサルタント協同組合